

岡 谷

九条の会

2005・10 20

事務局

岡谷市長地片間町 2-5-5

TEL, FAX 0266-28-9230

(中野)

ニュース No. 6

新会員を増やしてください

ニュースNo. 4, No. 5でお願いしましたが、10月、11月は会員倍増運動の月です。しかし10月前半の結果は、22名増で、あまりおもわしくありません。状況はますます厳しくなってきました。入会申込書と郵便振替用紙はすでにお送りしてあります。また電話していただければ、いつでもお届けします。どうか一人でも二人でも会員を増やすよう、取り組んで下さい。

活動・行事の報告

10月1日(土) 第2回ミーティング

参加者は少なかったが、映画「日本国憲法」は大好評で、もう一度見たいという声が圧倒的で、次回11月5日の第3回ミーティングにも上映することになりました。皆様誘い合わせて、是非お出かけください。

10月20日 県民過半数署名 県事務局へ提出

「県民署名をすすめる会」事務局で第1次集約を行い、10月27日「署名運動京都実行委員会」と共同で国会請願を行うことになりました。本会からも、第1次集約分136枚(680筆)を、20日おくりました。ご協力ありがとうございました。さらにがんばりましょう。

『暮しの手帳』18号 あいうえおもの図鑑 「机」より抜粋

暮しの手帳をつくった初代編集長花森安治が、使っていたがっしりした仕事机がある。この机で真剣に戦意高揚の国策宣伝の仕事をした大政翼賛会時代のことを、明治男の彼は語らなかった。戦後26年たって「一銭五厘の旗」を出したとき、やっと週刊朝日の取材に答えている。「言い訳をさせてもらうなら、当時は何も知らなかった。だまされた。しかし、そんなことで免罪されるとは思わない。これからは絶対だまされない。だまされない人たちをふやしていく」そして戦後の初心を忘れまいの発言を強めていった。

初代編集長がし残した仕事、それはこの「だまされない人たちをふやしていく」ことだろう。教えておいてもらいたかった。あのとき、尊大声高な者たちの偏狭な愛国の合唱が、どのようにして次第に神がかりな大合唱となり、首をかしげる者たちを非国民呼ばわりして押し包んでいったのか、を。いまはその前夜ではないのか。

今後の予定

10月29日 ゆきとどいた教育をすすめる父母市民等のつどい

主催：ゆきとどいた教育をすすめる上伊那実行委員会（入場無料）

記念講演 澤地久枝 「未来への役割」

とき：10月29日（土）12時半～ ところ：伊那市民会館

（12：30～開会 13：00～講演会 15：00～分科会）

11月 3日（憲法公布の日）「ガラスのうさぎ」上映会

下諏訪総合文化センター 諏訪地方憲法集会を成功させる会 主催

上映時間： 10：30 13：00 15：30 18：00 の4回（開場は各30分前）

チケット：一般1000円 大学生以下無料 事務局に有り（tel28-9230）

11月 5日（土）第3回（活動日）ミーティング

（ミーティングという言い方がかたいという声があり今後活動日に変更します。）

諏訪湖 ハイソ 201号室 14：00～16：00 （どなたも自由に参加できます）

映画「日本国憲法」上映 ほか

11月16日（水）「諏訪九条の輪」発足の集い（チラシ参照）

茅野市市民館小ホール（茅野駅東口） 19時～21時20分

小森陽一講演会「憲法9条今こそ旬」

東大教授で全国の「九条の会」を立ち上げ、中心となって活躍されている方

チケット 500円 事務局にあります（いつでもお届けします）

自衛権と軍事力 松本侑子 ——憲法を変えて戦争へ行こうという世の中にしないための18人の発言（岩波ブックレット）——より抜粋

今、9条の〔2〕項を改正しようとする動きがある。そのなかには「自衛隊を国防軍として認め、侵略戦争をしないように自衛に限ることで歯止めをかけよう」という、どちらかという跟前向きな妥協案も出ているようだ。

9条では、〔1〕項で「戦争と武力行使の放棄」を、
〔2〕項で「戦力不保持」を定めている。

これは簡単にいうと、次のようなものだ。

「〔1〕日本は、ほかの国と武器を使った、いかなる戦いもしません、

〔2〕だから武器は持ちません」

ところが〔2〕項を変えて、軍隊を認めると、次のようになる、

「〔1〕日本は、ほかの国と武器を使った、いかなる戦いもしません、

〔2〕でも、武器は持ちます。

武力行使はしないのに、なぜ武器を持つのか——。まことに矛盾した内容になる、

長沼ナイキ訴訟の札幌地方裁判所の判決文（1973年9月7日）が、実にわかりやすく、的確に答えている。

自衛権の行使とは必ずしも軍事力によるものではなく、政治、経済、外交、国民の協力といった総合的な努力以外にありえないと、三権の一つ、司法機関がはっきりと私たちにしめしている。